

平成22年度 学校基本調査結果

【 調査の概要】

1 調査の目的

この調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法、統計法施行令及び学校基本調査規則による。(基幹統計調査)

岐阜県統計調査条例及び知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則による。

(岐阜県指定統計調査)

3 調査の種類、対象、系統、方法及び調査事項

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法	調査事項
基幹統計調査	学校調査	学校 高等学校 公立特別支援学校 県立専修学校	学校の長の自計申告	(1) 学校数 (2) 学級数 (3) 教員及び職員の数 (4) 園児・児童・生徒数 (5) 理由別長期欠席者数 (6) 入学者数 (7) 卒業者数等
	学校施設調査		公立の専修学校及び各種学校及び私立の高等学校以下の学校	公立の専修学校及び各種学校の長、私立学校の設置者の自計申告
	卒業後の状況調査	市町村 — 学校 (上記学校を除く)	学校の長の自計申告	(1) 進路別卒業者数 (2) 入学志願者数 (3) 産業界就職者数等
	不就学年齢児童生徒調査	市町村教育委員会	文部科学省 — 県 — 市町村教育委員会	市町村教育委員会の自計申告
岐阜県指定統計調査	卒業者の動向調査	県 — 高等学校	学校の長の自計申告	(1) 県内・県外別進学者数 (2) 大学への学部系統別進学者数 (3) 短期大学への学科別進学者数 (4) 学校別進学者数 (5) 県内・県外別就職者数

4 調査の期日

平成22年5月1日現在

5 集計区分（卒業後の状況）

調査結果の集計は、中学校、高等学校とも 10 地域に分けて行った。

- (1) 岐阜地域 - 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
- (2) 大垣地域 - 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡
- (3) 揖斐地域 - 揖斐郡
- (4) 中濃地域 - 関市、美濃市
- (5) 郡上地域 - 郡上市
- (6) 可茂地域 - 美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
- (7) 東濃西部地域 - 多治見市、瑞浪市、土岐市
- (8) 中津川・恵那地域 - 中津川市、恵那市
- (9) 益田地域 - 下呂市
- (10) 飛騨地域 - 高山市、飛騨市、大野郡

6 用語の解説

- (1) 「高等学校等進学者」とは、次に掲げる学校へ進学した者をいう。
 - ア 高等学校本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科
 - イ 中等教育学校後期課程本科及び別科
 - ウ 高等専門学校
 - エ 特別支援学校高等部本科及び別科
- (2) 「大学等進学者」とは、次に掲げる学校へ進学した者をいう。
 - ア 大学学部
 - イ 短期大学本科
 - ウ 大学・短期大学の通信教育部及び放送大学
 - エ 大学・短期大学の別科
 - オ 高等学校専攻科
 - カ 特別支援学校高等部専攻科
- (3) 「専修学校進学者」とは、次に掲げる学校へ進学した者をいう。
 - < 中学校卒業者の場合 > 専修学校の高等課程
 - < 高等学校卒業者の場合 > 専修学校の専門課程
- (4) 「専修学校等入学者」とは、次に掲げる学校へ入学した者をいう。
 - < 中学校卒業者の場合 > 専修学校の一般課程及び各種学校
 - < 高等学校卒業者の場合 > 専修学校の一般課程及び高等課程、各種学校
- (5) 「公共職業能力開発施設等入学者」とは、公共職業能力開発施設等へ入学（入所）した者をいう。
- (6) 「就職者」とは、給料、賃金、利潤、報酬、その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。

なお、「就職進学者」とは、(1)、(2)及び(3)に掲げた学校に進学し、かつ就職した者をいい、「就職入学者」とは、(4)及び(5)に掲げた専修学校等に入学し、かつ就職した者をいう。

- (7) 「高等学校等進学率」とは、中学校卒業者のうち高等学校等進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。
- (8) 「大学等進学率」とは、高等学校卒業者のうち大学等進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。
- (9) 「専修学校進学率」とは、卒業者のうち専修学校進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。
- (10) 「就職率」とは、卒業者のうち就職者（就職進学者、就職入学者を含む）の占める割合をいう。
- (11) 「県内（外）進学率」とは、高等学校等進学者及び大学等進学者のうち県内（外）進学者（就職進学者を含む）の占める割合をいう。
- (12) 「県内（外）就職率」とは、就職者のうち県内（外）就職者（就職進学者、就職入学者を含む）の占める割合をいう。
- (13) 「長期欠席者」とは、前年度間に、連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいう。
- (14) 「不登校」とは、長期欠席者のうちで、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者をいう。（ただし、病気や経済的な理由による者を除く。）
- (15) 「就学免除者」及び「就学猶予者」とは、市町村教育委員会から就学の免除又は猶予を受けている者をいう。
- (16) 「一時的な仕事に就いた者」とは、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。
- (17) 「左記以外の者」（「上記以外の者」）とは、家事手伝いをしている者、外国の高等学校・大学等に入学した者、その他進学も就職もしていない者をいう。
- (18) 「不詳・死亡」とは、(1)～(6)、(16)及び(17)のいずれにも該当しない者をいう。

7 利用上の注意

- (1) 平成20年度から、特殊学級が特別支援学級に変更された。
- (2) 平成20年度から、学校調査に係る職名別の「教員数」、「本務者のうち休職等教員数（再掲）」、「本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）」に「副校長」、「主幹教諭」及び「指導教諭」が追加された。
- (3) 平成20年度から、日本標準産業分類の改訂にともない卒業後の状況調査票（中学校、高等学校及び特別支援学校）に係る就職先の産業別就職者数の欄の産業分類が変更された。
- (4) 平成19年度から、盲・聾・養護学校が特別支援学校に一本化された。
- (5) 平成19年度から、学校調査に係る職名別の「教員数」に「（再掲）市町村費負担の教員」、「職員数」に「教員数以外の教員」が追加され、法令に定める条件を満たしていれば市町村費負担の教員も教員数に含めて計上し、それ以外は職員数として計上することとなった。
- (6) 平成19年度から、「職員数」の「事務職員」のうち、「吏員相当者」、「吏員相当者に準ずる者」の区分が廃止され、「事務職員」に一本化された。

- (7) 平成 18 年度から、卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）(3 - 1)(3 - 2)に情報科、福祉科の記入枠が追加された。
- (8) 平成 17 年度から、学校調査に係る職名別の「教員数」、「本務者のうち休職等教員数（再掲）」、「本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）」に「栄養教諭」が追加された。
- (9) 平成 16 年度から、高等学校卒業者について、「進路別卒業生数」に「一時的な仕事に就いた者」が追加された。
- (10) 平成 15 年度から、「運輸通信業」が「情報通信業」と「運輸業」に区分された。「卸売・小売業、飲食店」及び「サービス業」は、「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業」に区分変更された。また、高等学校の「学科別（本科）」の区分に「情報」「福祉」が追加された。
- (11) 平成 14 年度から、「寮母」が「寄宿舎指導員」に名称変更された。
- (12) 平成 12 年度から、「理由別長期欠席者数」欄の「(再掲) 50 日以上欠席者」が削除された。
- (13) 平成 11 年度から、卒業後の状況調査（中学校、高等学校及び盲学校・聾学校・養護学校）の「進路別卒業生数」欄中、「専修学校（一般課程）等入学者」内の調査項目「公共職業訓練施設等」が削除され、調査項目「公共職業能力開発施設等入学者」が追加された。
- また、「精神薄弱」が「知的障害」に、「理由別長期欠席者数」欄の「学校ぎらい」が「不登校」に、卒業後の状況調査の「進路別卒業生数」欄の「無業者」が「左記（上記）以外の者」に、「職業別就職者数」欄の「技能工、採掘、製造、建設作業員及び労務作業員」が「生産工程・労務作業員」にそれぞれ名称変更された。